

## CSUN ならびに UCLA における障害学生支援と関連領域視察報告 (その2)

萩原彩子<sup>1)</sup>, 磯田恭子<sup>1)</sup>, 五十嵐依子<sup>1)</sup>, 白澤麻弓<sup>1)</sup>, 小林洋子<sup>2)</sup>, 中島亜紀子<sup>1)</sup>, 石野麻衣子<sup>1)</sup>

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 障害者支援研究部<sup>1)</sup>

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 障害者基礎教育研究部<sup>2)</sup>

**要旨:** 障害者差別解消法の施行が2016年4月1日に迫り、日本でも高等教育機関に在籍する障害学生への支援体制の構築が急務となっている。一方、アメリカではリハビリテーション法504条やADA法の後押しもあり先進的な障害学生支援が行われており、その取り組みは我が国にとっても非常に参考になると思われる。そこで、今回はカリフォルニア州立大学ノースリッジ校ならびにカリフォルニア大学ロサンゼルス校の2校を訪問し、障害学生への合理的配慮のあり方に関する視察を行った。ここでは特に両校の聴覚障害学生支援について報告する。

**キーワード:** 聴覚障害, 障害学生支援, 合理的配慮

### 1. はじめに

アメリカにはリハビリテーション法504条 (Section 504, Rehabilitation Act of 1973) [1] や障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act; 以下, ADA 法) [2] が整備されており、大学を含む高等教育機関が障害のある学生に対して合理的配慮を行うことが義務づけられている。

一方、日本でも2006年に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」を受け、2013年6月には「障害者差別解消法」が公布され、2016年4月1日から施行されることが決定している (公布時に施行された一部を除く)。この法律により、大学等においても、障害者や障害学生に対する差別的扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が義務づけられることになる [3]。

施行を控え、日本でも障害学生の受け入れや支援の体制作りが急務であり、法律の中身こそ違おうが、アメリカでの先進的な取り組みは我が国にとっても非常に参考になるものである。

そこで今回はカリフォルニア州における障害学生支援について視察するべく、2に記した2校を訪問し、両校における障害学生支援の状況について視察を行った。

視察した2校のうち、カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (以下, UCLA) は、1919年に設立され、5つの学部の他、7つの専門大学院を持ち、多くの学生が在籍している [4]。また、米国でも屈指の学業レベルを誇る大学として知られており、その環境の中で障害のある学生にどのように修学環境を保障しているのか、非常に興味深いことから視察先として選定した。

また、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校 (以下, CSUN) は1958年に設立され、9つの学部を持ち、69の分野で学士号、58の分野で修士号、2つの分野で博士号の学位を授与する他、教育分野で28の資格プログラムを提供している [5]。長年多くの障害学生を受け入れ、専門の部署を設置して障害学生への支援を行っていることでも知られている。さらにアメリカの高等教育機関における聴覚障害学生支援ネットワークである PEPNet (現 pepnet2) の地域センターも長年つとめ、その後組織が再編された2011年からはその中心機関として活動している [6] ことから、本視察先として選定した。また、教員養成学部の中にデフスタディーズ (ろう者学) の学科も置かれている。デフスタディーズ学科については、五十嵐他 [7] を参照されたい。

本視察では両校における障害学生への合理的配慮について、それぞれの担当者に対するインタビューを実施したが、本レポートでは特に両校における聴覚障害学生支援を取り上げ、その体制や支援の内容、支援範囲などについて報告する。

### 2. 視察概要

今回の視察の概要を記す。

- ・ 視察期間  
2014年4月20日～4月28日 (現地には8日間滞在した)
- ・ 視察地  
カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA)  
カリフォルニア州立大学ノースリッジ校 (CSUN)

・視察者

筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター

准教授 白澤 麻弓

特任助手 磯田 恭子

特任助手 萩原 彩子

技術補佐員 五十嵐依子

また、視察先とのコーディネートを小林洋子助教が担当した。

### 3. UCLAにおける聴覚障害学生支援

#### 3.1 UCLAにおける障害学生支援

UCLAにはOffice for Students with Disabilities（以下、OSD）と呼ばれる障害学生支援の専門部署が設置されている。

本視察ではOSDのディレクターであるEd McCloskey氏にインタビューを行った。

OSDでは聴覚障害に限らず、障害のある学生への支援を行っており、2013年度は約2200名の障害学生に対してサービス提供が行われたという。障害学生のうち半数が学習障害もしくは精神障害である。また、骨折を含む一時的な障害についてもサービスを提供しているとのことであった。その他、OSDにおける障害学生支援については、磯田他[8]を参照されたい。

#### 3.2 UCLAにおける聴覚障害学生支援

まず、OSDが提供しているサービスのうち、聴覚障害学生も利用可能な主なものとしては、以下のようなものがある。

・Real-time Captioning

CARTによるキャプションистをスタッフとして5名雇用している（内1名がフルタイム）。外部エージェントとも契約しており、3分の2をスタッフキャプションист、残り3分の1をエージェントに委託している。

CARTとは法廷速記者が使うステノタイプと呼ばれる特殊なキーボード（図1）で入力する文字通訳の方法である[9]。



図1 OSDキャプションистStuart氏所有のCART用キーボード

・Sign Language Interpreting（手話通訳）

以前は手話通訳者をスタッフとして雇用していたが、手話通訳を希望する学生が減少したことから現在は雇用しておらず、エージェントに委託している。

・Assistive listening device

補聴援助機器の貸し出しを行っている。

・Notetaker Service

アメリカにおけるノートテイクは日本のそれとは意味合いが異なり、いわゆる記録ノートの代筆（提供）であって、聴覚障害学生が授業中リアルタイムに見るものではなく、記録として授業後に渡されるものである。

UCLAではノートテイクを担当する学生に対し、週ごとに報酬を支払っている。ただしCARTを利用している学生にはノートテイクを提供しないことになっており、代わりにCARTのログを提供する。また、軽度～中度の聴覚障害学生の場合、座席を前方にするだけで対応可能なことも多いが、その場合は友人のノートを見て自分の理解度を確認するように勧めている。

・Priority Enrollment（優先受講）

聴覚障害学生の場合、支援者との都合をつけなくてはいけない関係から、優先的に履修登録をすることが可能になっている。

・Test Proctoring（試験監督の配置）

試験時間延長などのために試験監督を配置するサービス。ASL（アメリカ手話）使用者が試験時間延長を利用することもあるが、利用数はあまりない。

・Workshop

障害学生に向けた各種ワークショップを行っている他、ノートテイク養成のワークショップも実施している。

・その他

学生寮に入寮する場合はフラッシュライトの設置、聴導犬への対応などもするとのことであった。

#### 3.3 聴覚障害学生およびCARTキャプションистへのインタビュー

Closkey氏の計らいで、数学専攻の聴覚障害学生UさんとCARTキャプションистでありOSDフルタイムスタッフであるMelodie Gifford Stuart氏にもインタビューすることができた。なおStuart氏はUさんへの文字通訳として参加して下さったのだが、我々からの質問に快く答えて下さった。以下に、3名へのインタビューの概要を報告する。

（Uさんへの質問）

Q / 授業で利用している支援は。

Uさん / 残存聴力があるので、自分の聴力とCARTと両方使っている。科学の授業以外は板書が少なく音声のみ

で進められるので CART が非常に役立っている。

Q / キャプションサービスを受けようと思った理由は。  
U さん / 高校まで受けたことがなかったが以前のマネージャーが薦めてくれた。ノートテイクだと授業後にもらうので授業中は座っているだけになってしまうが、キャプションサービスならリアルタイムで授業を理解できるから。

Q / UCLA は支援をしてくれると知っていたか。  
U さん / 支援をしていることは知らなかったが、聴覚障害があっても受け入れてくれると聞いて選んだ。

(Closkey 氏および Stuart 氏への質問)  
Q / 数学の授業 (数式等) の対応はどのようにしているか。  
Stuart 氏 / CART は数式入力にも対応しており、入力方法さえ知っていれば表示できる。

Q / キャプションистへの報酬の計算方法は。  
Closkey 氏 / 時間給だが、予習や単語登録の時間分として授業時間に 25% 上乘せて支払っている。また、授業後にログの編集を行う時間も計上できるようにしている。

Q / キャプションistを選ぶ基準や評価方法は。  
Closkey 氏 / UCLA では他の文字通訳手段は使わず、すべて CART を利用している。キャプションサービスを利用している学生に毎学期キャプションistのオンライン評価 (速さなどに関する 12 項目について) をしてもらっている。  
Stuart 氏 / CART キャプションistに求めている技術レベルは 1 分間に 200 単語打てること、発話内容に対して 95% を文字化できることとしている。私自身が CART キャプションistのコミュニティに参加し、人材の発掘を行っている。

Q / 授業以外のアクティビティに手話通訳や CART を派遣することはあるか。  
Closkey 氏 / 授業以外であっても場合によっては派遣する。基準は成績表に残るものかどうかで、課外授業であっても授業に関係するものであれば派遣する。また、学期の始まりなど学生自身が提供されるサービスの手続きを知らないこともあるので、アクティビティについても派遣するが、徐々に外部団体を紹介する方向に切替えている。

## 4. CSUN における障害学生支援の概要

### 4.1 CSUN における聴覚障害学生支援

CSUN は、聴覚障害とその他の障害で支援の担当部署が異なっており、聴覚障害に関しては National Center of Deafness (以下、NCOD) が、その他の障害について

は Disabilities Resources Educational Services (以下、DRES) が担当している。

DRES では現在約 1300 名の学生が登録しており、年々その数は増加している。また、提供している支援の内容は介助者の配置、別室での試験、送迎サービスなど多岐にわたっている。その他、CSUN における障害学生支援 (聴覚障害学生支援以外) については、磯田他 [7] を参照されたい。

また、NCOD には現在 170 人の聴覚障害学生が支援の登録をしており、聴覚障害学生へのチューティングやアカデミックアドバイスなど様々な支援を提供している。特に、手話通訳者や文字通訳者の派遣といったコミュニケーションサービスの提供では、1 週間あたり、手話通訳 400 時間、文字通訳 250 時間ものサービスを提供している。

### 4.2 手話通訳サービス

手話通訳コーディネーターの Shawn Clark 氏にインタビューを行った。Clark 氏は手話通訳者の雇用や解雇、評価を担当しており、派遣コーディネートは別のスタッフが文字通訳の派遣コーディネートと合わせて担当している。

#### ・手話通訳者の雇用形態

現在 146 名の聴覚障害学生が利用しており、約 100 名の手話通訳者をコーディネートしている。ほとんどの通訳者とは雇用契約を結んでいるが、そのうちフルタイム雇用は 12 名である。パートタイムの場合、勤務時間は通訳者によって異なるが 1 週間のうち 16 時間以上の通訳業務が義務づけられている。給与は時間給で計算され、あまり高額ではないが、福利厚生がある。どうしても通訳者が不足した場合はエージェントに依頼することもある。また、デフスタディーズ学科の学生にプレ・インターンシップとして通訳を担当させることもある。その際、専門の手話通訳者をメンターとしてチームを組んでもらう。

#### ・コーディネートにおける留意点

2 時間未満の授業の場合基本的には 1 名だが、2 時間以上になる場合には 2 名派遣する。ただし 1 時間半でも内容の難しさや教員の話速によっては 2 名派遣することもある。また受講する聴覚障害学生の数やグループ分けで聴覚障害学生が分かれてしまう場合も 2 名派遣する。

通訳者への体の負担を考えて、通訳時間は一人あたり週 20 ~ 30 時間までとしている。通訳に向けた準備時間は通訳時間としては見なされない。

また、学生はより自分のニーズに合った手話通訳者を指名することができる。すべての希望を叶えられるわけではないが、希望を聞くことでコーディネートがしやすく、スケジュールを組みやすい利点がある。

#### ・通訳者のレベル分けと評価方法



国家レベルの資格所有者には課していないが、資格を持たない場合は NCOD 独自のテストを受けてもらう。手話通訳の実技（ビデオで提出）の他、倫理の面も評価する。その通訳者に合った授業やマッチングさせる聴覚障害学生を具体的にイメージして雇用するようにしている。

通訳者のレベルは5段階に分けており、1～3が無資格者、4と5を有資格者としている。基本的にはコーディネーターがレベル分けを行っているが、通訳者から申し出があり、コーディネーターも同意すればレベルが上がることもある。評価は定期的に行っているわけではないが、コーディネーターは通訳の様子や利用している聴覚障害学生の様子をよく観察し、適切に把握している。

#### ・派遣範囲

基本的には学業に関係するものに派遣しているが、それ以外でも詳細を検討して派遣することもある。例えば学生の将来に関するものであれば派遣している。また、目的だけではなく予算と人員によっても判断が変わってくる。

#### ・通訳者用オフィス

担当する授業が決まった通訳者には教員と連絡を取ることを勧め、教材について情報を得よう促している。また NCOD のある建物の中には通訳者用オフィスがあり、通訳者のために蓄積された資料が置かれている。例えば毎年開講される授業の使用図書や使われたプリント、通訳者が通訳を行った際にとったメモ、分野別の手話単語リスト（授業のために創作された単語を含む）などが保存されている（図2）。このオフィスは文字通訳者も利用が可能である。

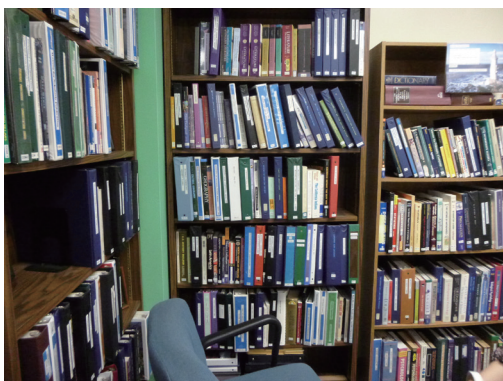


図2 通訳資料室の書棚

#### ・手話通訳者の研修体制

専門職としての技術向上を目的としたセミナーを毎月 NCOD 主催で開催している。また夏には一般にも開放しているサマーインスティテュートも行っている。

以前はメンター制度もあったが、予算の都合で打ち切られてしまったため、現在は有志同士がメンターを行っているようだ。

### 4.3 文字通訳サービス

CART, TypeWell, ノートテイクを管轄する文字通訳コーディネーターの Scott Selna 氏にインタビューを行った。Selna 氏は Clark 氏と同様、文字通訳者の雇用や解雇、評価を担当しており、派遣コーディネーターは別のスタッフが手話通訳コーディネーターと合わせて担当している。

なお、TypeWell とは文字通訳の方法の1つで、スペリングに基づいた略記入力システムを使用して行われる [9]。CART に比べると要約率が高い。

#### ・NCOD における文字通訳の概要

CART と TypeWell のキャプションサービスがあり、基本的に学生からの希望によって派遣を決めている。また、手話通訳同様、学生は入力者を指名することができる（すべての希望が叶うわけではない）。遠隔通訳は機材の関係で実施していない。

#### ・文字通訳者の雇用形態

1学期につき20～40名のキャプションリストが必要となるが、現在パートタイムスタッフとして、19名のキャプションリストを雇用している。CART と TypeWell は同数程度。すべて時間給で、福利厚生はない。一人あたり週34-40時間文字通訳を行っている。

#### ・文字通訳者のレベル分けと評価

TypeWell のキャプションリストは養成の特性上、全員すでに資格を持っているが、CSUN が登録している CART キャプションリストは有資格者が半数に留まっている。無資格者については、ある映像のキャプションングをしてもらい、映像の字幕と比較することで Clark 氏が判断する。

また、年度途中の評価も Clark 氏が行っており、編集前後のログと聴覚障害学生の意見から判断している。ただし、レベル分けがあってもここ10年間で変動したことはない。特に CART キャプションリストにとって CSUN での業務は中間地点という位置づけで、上達すると裁判所の勤務を希望し転職していく。

#### ・ログの扱い

キャプションリストは、入力したままのログと、間違いを編集したログの2つをコーディネーターに提出することが義務づけられている（コーディネーターがログの編集有無を確認するため）。学生には編集後のログを提供しており、キャプションリストから直接メールで送信している。

ログのデータはコーディネーターが印刷して保存し、資料をなくした際のバックアップとして活用している。

### 4.4 その他の支援

NCOD には2名のアカデミックアドバイザー（以下、AA）が置かれている。本視察ではその AA である Aileen Rolon 氏と Robert Sidansky 氏（Sidansky 氏は

ろう者) へのインタビューを行った。以下にその概要を報告する。

まず、AA の主な役割は聴覚障害学生に授業の選び方、専攻選択などのアドバイスを行うことである。なお、CSUN には全学的な AA も置かれているが、それとは別に NCOD に聴覚障害学生と手話で直接コミュニケーションがとれる AA が置かれているということになる。これは聴覚障害学生への支援を充実されると同時に、わざわざ通訳者を呼ぶコストの削減にもつながっている。

AA はカウンセリングを行わないが、必要に応じてカウンセラーを紹介している(カウンセリングセンターには聴覚障害者の精神科医が1名おり、その医師を紹介することが多い)。またチュータリングセンターの監督も担当しており、聴覚障害学生を対象としたキャリアワークショップや入学支援を行っている。また、新入聴覚障害学生に対しては NCOD への登録(支援の申請)についてアドバイスを行うこともある。

以下に AA の業務のうちいくつかについて紹介する。

#### ・優先履修登録

聴覚障害学生には履修の優先登録権が与えられており、複数のクラスが開講されている授業ではできるだけ聴覚障害学生が1つのクラスにまとまるよう調整して支援者の派遣がスムーズに行くようにしている。他にも、教室の前に座って口を見ることで情報を得る学生には、より口型の読み取りやすい教員を先に選ぶことができるよう配慮している。

聴覚障害学生の優先登録によってニーズを早めに把握することができ、派遣の準備がしやすいメリットもある。

#### ・入学支援

CSUN への出願は通常オンラインで行われるが、NCOD に登録を希望する場合には障害のバックグラウンドとなる情報と最新のオーディオグラムをあわせて提出することになっている。

入学支援とは、例えば GPA が 2.0 程度にも関わらず不合格になってしまった聴覚障害学生がいた場合、高校での支援が十分ではなかった可能性を考え、高校に状況確認をするとともに、入試課に連絡し、再審査を依頼する。毎年 5~10 人程度がこの入学支援によって入学する。ただし、出願時点では聴覚障害の有無を把握できないため(入学は障害の有無によって判断されるべきものではないので、入学審査の段階では障害の有無を記載する項目はない)、高校の教員から申し出があった場合のみ対応している。

#### ・キャリア支援

大学当局からの予算を得て、聴覚障害学生を対象としたキャリアワークショップを開催している。全学的なキャリアセンターと連携し、全学的に行うものとリンクさせた聴覚障害学生向けのワークショップや、聴覚障害のある卒業生を招いたワークショップなどを行っている。以前は聴覚障害学生のキャ

リア相談を担当する担当者も別途置かれていたが、助成が切れてしまい現在はいない。



図3 AA へのインタビューの様子  
(中央奥が Sidansky 氏、その右隣が Rolon 氏)

#### 4.5 NCOD の施設見学

インタビューの後、NCOD の施設を見学する機会を得た。見学では Deaf CSUNians という CSUN に在籍する聴覚障害学生のコミュニティメンバーが案内してくれた。NCOD では、普段から見学の希望があった場合は Deaf CSUNians の学生に案内を依頼しているという。以下に見学先の概要を報告する。

#### ・図書室

NCOD には聴覚障害に関するあらゆる図書が保管された図書室がある。閲覧は一般にも開放されている。この日は聴覚障害学生がアルバイトでカウンターを担当しており、貯蔵図書について説明してくれた(図4)。



図4 図書室(左が案内してくれた聴覚障害学生、右が図書室でアルバイトしている聴覚障害学生)

#### ・VRS 利用室

ビデオリレーサービス(以下、VRS)とは、インターネット回線を利用したビデオ通話で手話通訳者を介して聴覚障害者と健聴者が通話するためのサービスである。アメリカでは無料で 365 日 24 時間いつでも利用することができる。VRS を提供している企業は数社あり、聴覚障害者は自分の好みに応じて企業を選択して利用できる。

NCOD では VRS をいつでも利用できるよう VRS のシス

テムが準備されている一室が開放されており、NCOD への登録如何に関わらず利用することができる。現在は 2 社のシステムが置かれている (図 5)。



図5 VRS利用室

## 5. まとめ

本視察では UCLA, CSUN 両校の障害学生への合理的配慮について様々なインタビューを行い、特に聴覚障害学生への支援サービスについて述べてきたが、その基準や内容に差はあるものの、どちらも単に情報保障者を派遣するだけではなく、聴覚障害学生の修学環境を十分に確保すべくきめ細かいサービスを提供していた。

中でも本視察の中で非常に印象に残ったのは、Sidansky 氏へのインタビュー時に聞いた以下の言葉である。

「ADA 法には提供すべき支援について細かい文言があるが、CSUN や NCOD はそれを越えたサービスを提供している。例えば手話通訳と文字通訳を両方提供することもある。またチュータリングも行っているが、ADA 法では求められていない。それは聴覚障害学生に成功してほしいという思いからである。手話通訳者の技術が低い場合、受け取れる情報量が減ってしまうが、それを補う形でチュータリングを行っている。聞こえる学生と同様に質問できる機会を聴覚障害学生にも与えているものである」

この「ADA 法を超えたサービスを提供する」という考え方は「法律に記載された項目はあくまで最低限のもの」と捉えているからであり、それだけを提供すれば聴覚障害学生に十分な修学環境を提供できるものではないと知っているからこそ言えることである。特に聴覚障害学生の場合、情報保障者を派遣することが支援の最終目的と捉えられてしまう場合も多く、実際は情報保障者の技術が不十分であったりして十分な修学環境が保障されているとは言い難い状況も存在している。

障害のある学生たちへの支援は、法律があるから提供しなければならないものではなく、法律は最低限のサービスを保障しているに過ぎない。それを超えて、本当に必要なサービスが提供されることが、真に障害のある学生の修学環境を支えることにつながる。この考え方は今後障害者差別解

消法の施行を控えた日本でも非常に重要になるものであり、広めていかなければならないと感じた。

## 6. 付記

本視察は筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の一環として行った。本視察にあたっては、日英通訳として渡部綾、諸山久美子、両氏に多大なるご協力をいただいた。末筆ながらここに感謝の意を表す。

## 参考文献

- [1] United States Department of Labor. Section 504, Rehabilitation Act of 1973. ( cited 2014-8-16), <http://www.dol.gov/oasam/regs/statutes/sec504.htm>
- [2] United States Department of Justice. Information and Technical Assistance on the Americans with Disabilities ACT. ( cited 2014-8-16), <http://www.ada.gov/index.html>
- [3] 内閣府. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律. 内閣府ホームページ ( cited 2014-8-16), <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- [4] University of California Los Angeles. UCLA Home page ( cited 2014-8-16), <http://www.ucla.edu/>
- [5] California State University Northridge. CSUN Home page ( cited 2014-8-16), <http://www.csun.edu/>
- [6] pepnet2. pepnet2 Home page ( cited 2014-8-16), <http://www.pepnet.org/>
- [7] 五十嵐依子, 磯田恭子, 萩原彩子, 他. CSUN ならびに UCLA における障害学生支援と関連領域視察報告 (その 3). 筑波技術大学テクノレポート. 2014 (in press)
- [8] 磯田恭子, 萩原彩子, 五十嵐依子, 他. CSUN ならびに UCLA における障害学生支援と関連領域視察報告 (その 1). 筑波技術大学テクノレポート. 2014 (in press)
- [9] 大倉孝昭. アメリカにおける Speech-to-Text サービス (リアルタイム文字支援) 事情. 2004 ~ 2006 年度アメリカ視察報告集 聴覚障害学生サポートネットワークの構築をめざして. 2007:P109-116.



## Report on the Services for Students with Disabilities at CSUN and UCLA, and the Field of Deaf Studies at CSUN (Vol.2)

HAGIWARA Ayako<sup>1)</sup>, ISODA Kyoko<sup>1)</sup>, IKARASHI Yoriko<sup>1)</sup>, SHIRASAWA Mayumi<sup>1)</sup>, KOBAYASHI Yoko<sup>2)</sup>,  
NAKAJIMA Akiko<sup>1)</sup>, ISHINO Maiko<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup>Division of Research on Support for the Hearing and Visually Impaired,  
Research and Support Center on Higher Education for the Hearing and Visually Impaired,  
Tsukuba University of Technology

<sup>2)</sup>Division for General Education for the Hearing and Visually Impaired,  
Research and Support Center on Higher Education for the Hearing and Visually Impaired,  
Tsukuba University of Technology

**Abstract:** Since the Disability Discrimination Dissolution Act will come into force on April 1st, 2016, building a support system for students with disabilities in higher educational institutions is one of the most important issues, and of considerable urgency, in Japan. Meanwhile, higher educational institutions in the United States have already been providing advanced support services for students with disabilities, and this ordinance could be a useful point of reference for Japan. We visited California State University, Northridge (CSUN) and the University of California, Los Angeles (UCLA) to learn how reasonable accommodation for students with disabilities is provided. In this report, we focus on describing the support services available to deaf and hard-of-hearing students at CSUN and UCLA.

**Keywords:** Deaf and Hard-of-Hearing, Disability support services, Reasonable accommodation